

1. 豊前市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和36年条例第18号)第3条の規定により、豊前市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長に諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関して調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市の男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課で行う。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。